

保 健 相 談

動 向

平成23年3月11日大震災発生により、多くの企業に被害が生じており、産業保健スタッフは、従業員の安全と健康が確保できるよう対応を図った。これを機会に当協会でも事業場の健康管理支援を行っている立場から、危機管理への協力ができるよう保健師の行動指針を確認した。同時に今後の産業保健活動につなげる取り組みを行った。

また、経済の低迷のなかでの企業環境を踏まえ、従業員のリスク管理、健康の確保の視点で心身の両面からの対応に重点を置いた健康診断の事後指導、メンタルヘルス対策での健康管理支援を事業場とともにすすめた。

1. 保健相談事業

保健相談事業は産業保健相談と健康管理型メンタルヘルス、特定保健指導の3事業を軸に展開した。契約形態は大きく分けて次の三種類である。①年間を通じて定期的に訪問し、健康管理全般を計画的に支援する。②業務委託内容にあわせ保健指導や集団健康教育、ストレス調査、健診時面接等を部分的に支援する。③個別契約は個人受診者や事業所の健康診断の二次検査実施のための外来や健康教室等を活用・連携し、疾病予防に重点を置いている。

[保健相談事業区分]

	産業保健	健康管理型メンタルヘルス	特定保健指導
年間契約	専任保健師を決め、年間を通して産業保健全体の継続的な健康管理支援	専任保健師を決め、メンタルヘルスを中心とした継続的な健康管理支援	-
短期契約	業務委託内容にあわせた保健相談事業の支援	業務委託内容にあわせたメンタルヘルス事業の支援	健保組合の委託内容にあわせた、特定保健指導の実施
個別契約	個別保健相談 労災二次健診の 特定保健指導	ライフサポートクリニック メンタルヘルス教育 コンサルテーション	生活習慣病外来 LMP(6ヶ月間生活習慣改善プログラム)

新規契約は年間契約のメンタルヘルス事業が1団体、短期契約4団体、特定保健指導4団体であった。中止事業場は年間契約5団体で産業医契約の優先により保健相談が中止となったためである。短期契約は事業場の健康管理方針の変更に伴ない8団体が中止となった。特定保健指導1団体は当会での健康診断中止によるものであった。

長引く不況のなか、産業保健分野ではメンタルヘルス対策が重要となり、保健相談も活用されているが、中小規模事業場での契約が中止される傾向にあ

るのは残念である。今後の課題として取り組んでいきたい。

(1) 産業保健(表3-1)

事業所毎の産業保健活動全般への支援を行う年間契約の業務は、健康診断事後措置等の保健相談、従業員の精神面の健全性の保持や不調者への対応、過重労働者による職場・労働環境の変化へ即応する対策の組成、危機管理の健康管理活動と多様化しており、関係者と連携して実施した。

(2) 健康管理型メンタルヘルス(表3-2)

産業保健には、メンタルヘルス活動も含まれる。当協会は職域のほか、地域・個人を対象に「健康管理型メンタルヘルス」とした事業が確立している。事業場からのメンタルヘルスに特化した依頼には「健康管理型メンタルヘルス」事業とし展開した。年間契約は出張型、協会来所型で対応し、メンタルヘルス不調者や復職支援など休業に至った要因の問題解決までカウンセリングを主体とした相談事業を実施した。短期契約はストレス調査票を活用した健診時面接、うつ病の早期発見による構造化面接の実施、提案、報告、ライフサポートクリニックとの連携を実施した。

(3) 特定保健指導(表3-3)

保険者の委託に合わせた特定保健指導の実施、保険者の希望を取り入れたメニューの作成、受診者一人一人の健康意識のレベルに働きかけた支援を実施した。2団体にグループ支援を導入した。

特定保健指導実施は人間ドックとの併用で、健診受診当日に階層化し情報提供と動機付け支援まで実施できるメニューが実施者・受診者双方から評価され3団体が新たに契約になった。個人対応の充実を図るコーディネーター(人間ドック部門所属・保健師)が保健指導を担当した。

2. 施設内保健相談

保健相談事業の個別契約は、当協会の中央診療所内で行っている。施設内に相談場所があることで、年間契約・短期契約の事業所も活用ができています。休職者等事業場以外の場所での面談希望にも対応可能なサービスが提供でき好都合である。

人間ドック・神奈川からがんをなくす会(ACクラブ)の会員制がん検診と外来の保健指導はコーディネーターと管理栄養士が担当し、個人対応の充実を図った。

関係の集計表は170頁に掲載